

### 第 38 号議案

足立区消費者センター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区消費者センター条例の一部を改正する条例  
足立区消費者センター条例（昭和 49 年足立区条例第 10 号）の一部  
を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「消費者への情報提供に供する展示室及び」を削る。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とする。

付 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

施設の実態に合わせ、規定を整理するとともに、地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。